

川口商工会議所機関誌
「move」広告掲載申込書

年 月 日

川口商工会議所 様

利用規程を承諾し、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

事業所名

代表者名

印

所在地

TEL

FAX

担当者名

| 申 込 内 容 | | | | | |
|----------|--------------------|------------|--------------|----------|-----------|
| (1) 掲載期間 | ①年継続契約 年 月号 ~ 年 月号 | | | | |
| | ②単月契約 年 月号 | | | | |
| (2) 種 類 | ①誌面広告 | | | 掲載料[月額] | 消費税込 |
| | | | | 年継続 | 単月 |
| | | 1段 1/2 旴 | 4.8 × 旴9.2 | 22,000 円 | 24,200 円 |
| | | 1段 全面 旴 | 4.8 × 旴18.6 | 33,000 円 | 36,300 円 |
| | | 2段 全面 旴 | 11.4 × 旴18.6 | 55,000 円 | 60,500 円 |
| | | 半面 旴 | 13.5 × 旴18.6 | 66,000 円 | 72,600 円 |
| | | 全面 (中面) 旴 | 27.6 × 旴18.6 | 88,000 円 | 96,800 円 |
| | | 全面 (裏表紙) 旴 | 27.6 × 旴18.6 | 99,000 円 | 108,900 円 |
| | ②折込チラシ | | 89,050 円 | 99,520 円 | |
| (3) 支払方法 | 原則毎月払い (銀行振込) | | | | |
| (4) 内 容 | | | | | |

※非会員の掲載料は、上記の5割増しの金額となります。

※会員事業所への配布は、発行日から約一週間かかります。

※年継続掲載の期限が到来し、お申し出がない場合は、自動継続とさせていただきます。

※版下作成には、別途3,300円追加となります。

※総体重量およびチラシの内容によってはお断りする場合があります。

※ (セミナー等で会議所の会議室を使用する方へ)チラシの会場案内は会議所名ではなく「川口センタービル7階会議室」と表記してください。

◎上記申請について 月号に掲載又は折込してもよいか伺います。

| | | | | | | | | |
|-----|------|------|----|--|--|--|---|------|
| 承認印 | 専務理事 | 事務局長 | 課長 | | | | 係 | 経理担当 |
| | | | | | | | | |

川口商工会議所機関誌広告掲載に関する利用規程

(目的)

第1条 川口商工会議所機関誌広告掲載（以下「本広告掲載」という。）は、川口商工会議所（以下「本商工会議所」という。）の会員企業及び管内企業等の発展に資することを目的としています。

(種類)

第2条 本広告掲載の種類は、誌面広告及び折込チラシとします。

(利用の制限)

第3条 本広告掲載は、川口商工会議所機関誌（以下「本機関誌」という。）に、企業の経営活動に資する情報等を掲載するものであり、その内容や作成責任を有する企業等に対して信用を与えるものではないこと及び下記の事項を遵守するものとします。

- (1) 公序良俗に反しないこと。
- (2) 関係法規に違反しないこと。
- (3) 誤解を与える恐れがないこと。
- (4) 他の会員、消費者に不当な利益を与える恐れがないこと。
- (5) その他、本広告掲載利用上不適当と認められること。

(利用の停止)

第4条 前条に反する、あるいはその他の理由により不適当と認められる場合、本広告掲載は履行しません。

(責任の帰属)

第5条 本広告掲載に関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応することとします。また、本広告掲載により生じた取引上のトラブル等について本商工会議所は一切の責任を負わないこととします。

(利用料金)

第6条 本広告掲載の利用料金は、川口商工会議所機関誌広告掲載料規約の定めのとおりとします。

(利用料の納入)

第7条 広告を掲載した本機関誌発行後、本商工会議所が送付する請求書に従い速やかに納入ください。また、原則として、年継続契約を結んだ場合、途中で契約を破棄することはできません。

(申込み手続き)

第8条 本広告掲載を希望する者は、所定の申込書及び次に掲げる書類等を発行月の前々月末日までに本商工会議所に提出することとします。

- (1) 誌面広告の場合は、本広告掲載の原案、またはその内容がわかるもの。
- (2) 折込チラシの場合は、本広告掲載の原案、またはその内容がわかるもの及び折込物のサンプル。

(折込チラシの納品)

第9条 折込チラシは、本商工会議所が指定する部数を各自用意し、発行月の前月10日までに本商工会議所が指定する場所に納品ください。残部が発生した場合は原則として返却しません。なお、折込可能なチラシの大きさは、原則として、B5版、A4版のチラシとし、B4版、A3版の場合は、当該書類を規定の大きさ以下に折りたたみ、納品することとします。